

学習会 戸籍情報の連携とマイナンバー制度導入の危険性

報告：井上和彦

1 政府の動き - 戸籍事務へのマイナンバー制度導入

- ・ 番号法成立時の附則第6条で利用拡大を予定
法律の施行後3年を目途として、個人番号の利用及び情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の範囲を拡大すること等を検討
- ・ 2014年05月20日 IT総合戦略本部マイナンバー等分科会「中間とりまとめ」
戸籍事務等について、マイナンバーの利用範囲に追加することや制度基盤を活用することにつき、秋頃を目途に、検討状況を政府CIOに報告する
- ・ 2014年11月11日 IT総合戦略本部マイナンバー等分科会検討状況報告
戸籍事務については、戸籍事務でのマイナンバーの利活用や戸籍事務を処理するためのシステムの在り方等について検討するため、法務省に有識者らによる「戸籍制度に関する研究会」を2014年10月29日に立ち上げ、2016年2月以降の法制審議会への諮問を目指す

2 法務省の動き - 戸籍事務へのマイナンバー制度導入

- ・ 戸籍制度に関する研究会（2014年10月29日～2017年08月01日）
- ・ 戸籍システム検討ワーキンググループ（2015年06月03日～2017年07月28日）
- ・ 法制審議会戸籍法部会（2017年10月20日～）
- ・ 2018年04月20日 法務省法制審議会戸籍法部会「戸籍法の改正に関する中間試案」→ パブリックコメント募集（～2018年06月11日）

戸籍事務へのマイナンバー制度導入 = $\left\{ \begin{array}{l} \cdot \text{戸籍事務内連携} \\ \cdot \text{ネットワーク連携} \end{array} \right.$

- ・ 2014年10月29日 戸籍制度に関する研究会第1回 議事要旨
番号制度を導入しなくても、戸籍副本データ管理システムに全国の市区町村のシステムをつなげること等により、利便性の向上は図れるのではないかと。解決すべき課題が先にあって、そのために番号制度を利用するのなら良いが、番号制度を導入すれば、これもできますよといった議論は本末転倒だと思う。
戸籍のオンラインが普及していないとの説明があったが、これは平成16年に住基ネットが導入された際、ニーズがないにもかかわらず、あらゆる行政手続のオンライン化を進めたためであり、ニーズがなければ結局普及することはない。【議事要旨の発言から】
- ・ 清水勉「【論文】戸籍事務にマイナンバー制度を導入することの問題点」
マイナンバー法案が議論されていた当時、法務省が戸籍事務にマイナンバー制度を導入したがついていないという話を聞いたことがない。／政府にせつつかれた法務省は、2014年10月、有識者15名で構成される戸籍制度に関する研究会を発足させた。／法務省が戸籍制度へのマイナンバー制度の導入についてどのような意気込みで臨んでいるかは、第1回研究会のときに委員に配布された、「戸籍制度に関する検討課題」と題する資料を読むとわかる。戸籍制度を電算化して運用を効率化したいという考えは鮮明に出ているが、他方、マイナンバー制度の導入については積極的とは思えない。【「住民と自治」2018年4月号】

3 法務省民事局における戸籍情報ネットワーク化の経緯

- ・ 1985年 戸籍情報システムに関する調査研究を（財）民事法務協会（1971年設立）に委託。民事法務協会は戸籍事務コンピュータ化調査研究会を組織。これに日立製作所などのベンダーが参加。
 - ・ 1994年12月 戸籍の電算化を認める改正戸籍法施行。市区町村が保有する戸籍情報をネットワーク化し戸籍事務をオンライン化する**戸籍情報ネットワークシステム**の導入を指向し、民事法務協会に委託して**戸籍情報システム標準仕様書**策定（戸籍事務だけでなく、戸籍の附票、住民基本台帳、人口動態調査、相続税等の戸籍関連事務についても一元的処理を指向。以後、委託により仕様書改定）。
(2002年08月 総務省、住基ネット第一次稼動)
 - ・ 2004年04月 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律および関係法律整備法の施行に伴い、オンラインシステムによる戸籍の記録事項証明書等の交付請求・交付、戸籍の届出等を可能とする戸籍法施行規則を公布・施行。委託により**戸籍手続オンラインシステムの構築のための標準仕様書、戸籍統一文字**等を策定し、市区町村に周知（以後、委託により仕様書等改定）。
 - ・ 2011年03月 3.11東日本大震災で宮城県・岩手県の4市町の戸籍正本滅失。
 - ・ 2013年10月 **戸籍副本データ管理システム**運用開始。
- ※仕様書等は、法務省webサイト「委託調査の成果物」からダウンロード可能。

4 戸籍の公開制度と戸籍の附票を介した住民票との相互参照

- ・ 刑事訴訟法第197条第2項 捜査については、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

5 戸籍副本の法務局・地方法務局への送付頻度

- ・ 紙媒体戸籍の副本（戸籍法施行規則第15条）：
戸籍編製時、戸籍編製から25年経過時、除籍時に1か月ごとに送付
- ・ 電算化戸籍の副本（戸籍法施行規則第75条）：
1年ごとに磁気媒体で送付 → 戸籍に記録後遅滞なく副本システムで送信

6 戸籍情報等の保存期間

- ・ 除籍簿の保存期間（戸籍法施行規則第5条）：除籍年度の翌年から150年
- ・ 本人確認情報の保存期間（住基法施行令第34条）：5年 → 150年に延長
- ・ 住民票除票・戸籍除附票の保存期間（住基法施行令第34条）：5年 → 延長要請
- ・ 省令・政令の改定により保存期間の延長可能（法改定を要しない）
- ・ 個人情報＝**生存する個人**に関する情報（行政機関個人情報保護法第2条第2項）

7 戸籍の法・制度上の目的と戸籍情報連携システム（仮称）の管理主体

- ・ 目的を明示しない個人情報の収集・利用 - 由らしむべし知らしむべからず
- ・ 国（法務大臣）による戸籍情報の一括管理 ⇔ 住基ネット最高裁判決

8 差別を生じうる情報の収集・電算化禁止と日本政府の対応

- ・国連「改訂版電算化された個人データファイルの規制のための指針」
- ・EU総合データ保護規則（General Data Protection Regulation; GDPR）

第9条 特別な範疇の個人データの処理

第1項：人種または民族的出自、政治的意見、宗教上または哲学上の信条、労働組合の組合員であることを明らかにする個人データの処理、および遺伝子データ、自然人を一意的に識別することを目的とした生体データ、もしくは自然人の性生活または性的指向に関するデータの処理は禁止されるべきである。

9 Privacy by Design：デザイン（設計）段階から取り入れるプライバシー

- ・プライバシー・バイ・デザインの七つの基本原則
- ・プライバシー影響評価（Privacy Impact Assessment）の欠如
- ・より制限的でない他の選ぶ手段（Less Restrictive Alternative; LRA）の法理（違憲判断基準）

10 戸籍情報の特殊性とプライバシー保護

- ・住民票情報：個人単位で作成可、個人単位の番号を付番しやすい
- ・戸籍情報：特定個人だけでなく他の人との関係を記載することに意味がある
- ・個人単位で考えるべきプライバシー保護の観点から問題【清水勉前出論文】

11 戸籍の公開原則と戸籍謄本等の第三者請求に係る本人通知制度

- ・八士業（弁護士・司法書士・行政書士・弁理士・税理士・社会保険労務士・土地家屋調査士・海事代理士）の職務上請求用紙と大規模不正請求事件
- ・自治体による事前登録型本人通知制度の導入
- ・池田綾子「寄稿・戸籍謄本等の交付請求にかかる本人通知制度とその問題点」（日本弁護士連合会「自由と正義」Vol.63 No.6 2012年6月号）
- ・DV、ストーカー行為、児童虐待等の被害者保護のための支援措置と加害者代理人（特定事務受任者）からの住民票の写し等の交付請求

12 生涯+死後150年にわたる身分関係情報と居住関係情報の連携・管理要請

- ・不動産登記情報への戸籍情報の利用拡大
- ・相続分野の民法改正と自筆証書遺言保管制度への戸籍・個人番号連携
- ・外国人登録法の廃止と外国籍住民の居住履歴情報に対する需要
- ・「住民票上の住所に住まないのは違法行為ではないのか」（番号法国会質疑）

13 韓国の家族関係登録制度と個人登録制度の可能性

- ・男女平等などの基本的人権を侵害する戸主制度を廃止すべきとの議論。
- ・2005年02月 憲法裁判所が戸主制度について憲法不合致決定。
- ・2005年03月 戸主制度を廃止する改正民法成立（2008年01月施行）

- ・ 2005年09月 民主労働党・目的別身分登録法制定のための共同行動による「出生・婚姻・死亡等の申告と証明に関する法律案」を発議。
- ・ 2005年12月 開かれたウリ党が大法院の「身分関係の登録および証明に関する法律案」を発議。
- ・ 2006年03月 政府が「国籍および家族関係の登録に関する法律案」提出。
- ・ 法律案の回付を受けた国会法制司法委員会は、3件の法律案を廃棄し、委員会案として「家族関係の登録等に関する法律案（代案）」を本会議に提案。これが本会議で原案どおり可決され、2008年01月から施行。
- ・ 韓国民法第809条の改正：
同姓同本間の婚姻禁止規定を廃止 → 8親等以内の血族間等の婚姻を禁止

■関連資料のURL

▼法務省：委託調査の成果物

http://www.moj.go.jp/kaikei/bunsho/kaikei03_00024.html

▼法務省：戸籍制度に関する研究会

http://www.moj.go.jp/MINJI/koseki_kenkyukai_index.html

▼法務省：戸籍システム検討ワーキンググループ

http://www.moj.go.jp/MINJI/koseki_system_index.html

▼法務省：法制審議会戸籍法部会

http://www.moj.go.jp/shingi1/housei02_00298.html

▽戸籍法の改正に関する中間試案

<http://www.moj.go.jp/content/001258092.pdf>

▽戸籍法の改正に関する中間試案に関する補足説明

<http://www.moj.go.jp/content/001258136.pdf>

▽「戸籍法の改正に関する中間試案」に対して寄せられた意見の概要

<http://www.moj.go.jp/content/001262696.pdf>

▼日本弁護士連合会：戸籍法の改正に関する中間試案に関する意見

<https://www.nichibenren.or.jp/activity/document/opinion/year/2018/180614.html>

▼日本弁護士連合会：戸籍事務にマイナンバー制度を導入することに関する意見書

<https://www.nichibenren.or.jp/activity/document/opinion/year/2018/180118.html>

▼大阪弁護士会：「戸籍法の改正に関する中間試案に関する意見募集」に対する意見

http://www.osakaben.or.jp/speak/db/pdf/2018/oba_spk-174.pdf

▼日本司法書士会連合会：「戸籍法の改正に関する中間試案」に関する意見書

http://www.shiho-shoshi.or.jp/association/info_disclosure/opinion/45787/

▼清水勉：【論文】戸籍事務にマイナンバー制度を導入することの問題点（自治体問題研究所「住民と自治」2018年4月号）

<https://www.jichiken.jp/article/0078/>

▼やぶれっ！住基ネット情報ファイル：戸籍に代わる韓国の新しい登録制度

<http://www.5f.biglobe.ne.jp/~yabure/korea/post-koseki/index.html>